

野洲市景観計画策定の考え方について

1. 滋賀県景観計画の検証

野洲市の景観計画を策定するにあたり、「これまで運用されてきた滋賀県の景観計画の内容を踏襲することで問題が生じるか」について検証を行います。

滋賀県の担当者へのヒアリングでは「特に内容の変更が必要となるような問題は生じていない」との回答が得られていることから、当面は、滋賀県の景観計画の内容を踏襲することとします。

なお、野洲市独自の景観重要区域を検討する中で、整合性を図る必要から一部修正が生じることも考えられます。

●滋賀県景観計画で野洲市に関する記載頁

		滋賀県景観計画での記載頁
景観重要区域	琵琶湖景観形成地域 琵琶湖景観形成特別地区	P24 (2)基本方針 P26 (3)類型別景観特性と景観形成の方向(野洲市では、②ヨシ原樹林景観、③砂浜樹林景観、④河畔林景観、⑤田園湖岸景観が該当します。) P29 2 (2) ①景観形成基準の考え方
	沿道景観形成地区	P40 (2)基本方針 P41 (3)類型別景形成の方向(野洲市では、②田園集落景観、③市街地景観、④伝統的市街地景観が該当します。) P42 2 (2) ①景観形成基準の考え方
景観重要区域以外		P58 1 良好な景観形成に関する考え方 P58 2(3)①基本的考え方



凡例

凡	例
琵琶湖景観形成地域	
同上 特別地区	
沿道景観形成地区	田園集落景観
	市街地景観
	伝統的市街地景観

●届出対象行為

	景観重要区域			景観重要区域以外
	琵琶湖景観形成地域	琵琶湖景観形成特別地区	沿道景観形成地区	
建築物等の新築、新設、増築、改築または移転	●	●	●	大規模建築物等のみ ・高さ13m以上or4階建て以上の建築物 ・高さ13m以上の工作物
建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	●	●	●	
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	-	●	●	-
木竹の伐採	●	●	●	-
屋外における物件の堆積	●	●	●	-
水面の埋立てまたは干拓	-	●	●	-

2. 市独自の重点地区の検討

上記以外で、重点的に景観形成を図る「重点地区」について検討します。

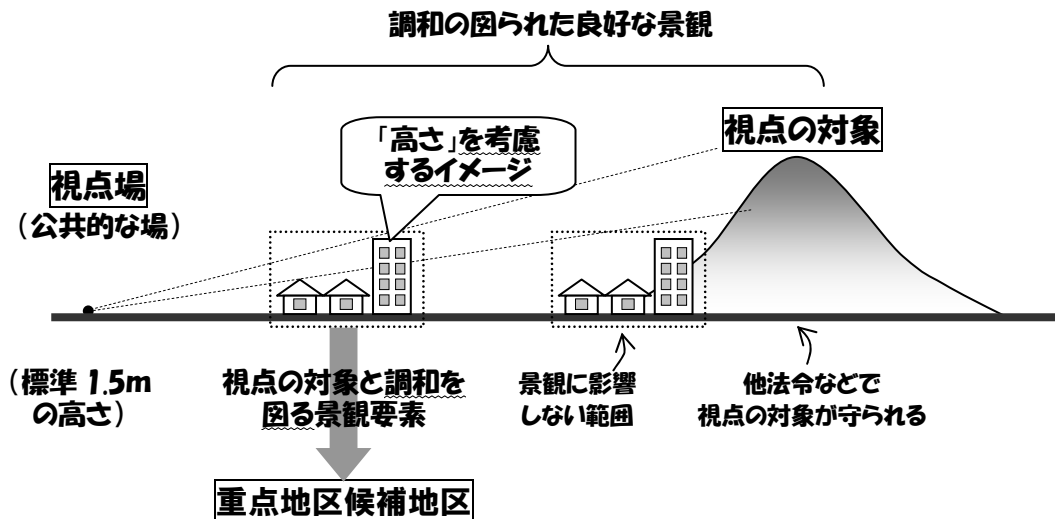
まず、これまで検討いただいた『景観形成方針』P17の『重点地区』設定方針にもとづき、重点地区の候補地区を選定します。

次に、候補地区について、対応の優先順位の定め方を検討します。それを踏まえ、特に早急に対応が必要な地区を、1～2地区程度想定します。

●重点地区候補地区

良好な景観は、視点場から視点の対象を見たときに、視点の対象と視界に入るその他の景観要素が調和することによって形成されます。

そのため、重点地区候補地区は、重点地区の設定方針にもとづき「視点の対象」と「視点場」を定めつつ「視点の対象と調和を図る景観要素」を有する地区を選定します。なお、視点場は、より多くの人々が利用する公共的な場としました。



JR 野洲駅からの三上山の眺め

